

令和2年第3回
河内町議会定例会会議録 第2号

令和2年9月10日 午前10時00分開議

1. 出席議員 12名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	服部	隆君
5番	高橋	稔君	6番	小更	雅之君
7番	諸岡	周示君	8番	牧山	龍雄君
9番	野澤	良治君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
副町	長	藤井	俊一君
総務課長兼秘書広聴課長		諏訪	洋一君
企画財政課長		北澤	雅志君
経済課長		坂本	紀幸君
上下水道課長		香取	秀一君
教育長		大野	繁君
教育委員会事務局長		寺崎	光則君
町民課長		石山	茂樹君
税務課長		伊藤	英樹君
子育て支援課長		足立	誠君
福祉課長		吉田	茂久君
出納室長		石山	由美子君
都市整備課長		仲代	直人君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和2年9月10日（木曜日）

午前10時00分開議

議事日程

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第5号）

日程3. 議案第2号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程4. 議案第3号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程5. 議案第4号 令和2年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）

日程6. 議案第5号 河内町教育委員会教育長の任命について

日程7. 認定第1号

（1）令和元年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定

（2）令和元年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

（3）令和元年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

（4）令和元年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

（5）令和元年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定

（6）令和元年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第2号

令和元年度河内町水道事業会計決算の認定

日程8. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について

日程9. 委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

日程10. 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

日程11. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号

日程3. 議案第2号

日程4. 議案第3号

- 日程 5. 議案第 4 号
- 日程 6. 議案第 5 号
- 日程 7. 認定第 1 号
認定第 2 号
- 日程 8. 請願第 1 号
- 日程 9. 委員会提出議案第 1 号
- 日程 10. 議員提出議案第 1 号
- 日程 11. 閉会中の所管事務調査の件

午前 10 時 00 分開議

○議長（服部 隆君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、御了承くださるようお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により、質問を許します。

1、行政改革については、野澤良治君からの質問です。

2、入札及び随意契約について、補助金の交付団体の会計については、山本 豊君からの質問です。

3、買物弱者支援については、星野初英君からの質問です。

4、成田空港の更なる機能強化について、農業振興対策については、諸岡周示君からの質問です。

5、職場環境の改善について、勤怠の適正管理については、高橋 稔君からの質問です。

6、農作物の病虫害駆除対策については、小更雅之君からの質問です。

初めに、野澤良治君、登壇願います。

〔9 番野澤良治君登壇〕

○9 番（野澤良治君） 皆さん、おはようございます。9 番野澤です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

くじによりまして 1 番バッターということで、5 年ぶりでもありますので大変緊張しております、手が震えてはおりませんけれども、一生懸命頑張ります。

9 月も 10 日余り過ぎましたけれども、非常に暑い日、残暑が続いております。そんな中、ゲリラ豪雨であったり、7 月の長雨等々で非常に農作物には影響があります。

現在、河内町では米の収穫が最盛期を迎えておりますけれども、減収減益といえますか、

約1割の収量の減、そして価格も1割ほど低いということで、農家にとっては非常に厳しい状況でありまして、今後、台風等来ないことを祈ってやみません。

先週ぐらいかな、国交省の新聞の報道によりまして、去年の2019年の水害の被害、何と2兆1,500億円余りということで、茨城県の財政の2年分を被害で被ったということで、茨城県でも580億円ということで、非常に大きな災害が15号、そしてその後19号ということで、すごい災害の様々な影響があったのかなというふうに思っております。

そしてまた、8月28日には安倍総理大臣が突然の辞意を表明するというので、病気ということでやむを得ないのかもしれないかもしれませんが、私も、たまたまテレビでライブで見えておりまして、本当に心臓の止まる思いでございました。そんな中、今、8日に告示をされて14日と開票ということで、新しい総理大臣が決まるということで毎日報道されております。3名の方、いろいろな政策があると思いますけれども、その中で誰が選ばれるかは分かりませんが、私も自民党の一党員として今日投票してきました。恐らく当選された方は、さぞすがすがしいのかなというふうに思っております。

そんな中、まだまだ新型コロナウイルスの影響が、見えない敵と闘うということで厳しい部分もあります。財政の困窮も予想されます。そんな中、様々な分野での対応が急務ではないかなというふうに思います。

私は、あん蜜と壇蜜と3密が大好きですけども、もう少し頑張って対策を練って、早くワクチンができないと行動ができないのかなというふうに思っております。

そんな中、今日は行政改革という項目の3点について、自席より質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（服部 隆君） 9番野澤良治君。

○9番（野澤良治君） それでは、1回目の質問をさせていただきます。

まず1項目め、ファイリングシステムについてということで、この件につきましては、平成28年、同僚議員であります方から一度質問を出しておりまして、そのときの答弁の内容としましては、平成11年、ワーキングチームで検討した結果、専用キャビネットの設置場所の確保、さらには以降に関わる経費等を検討した結果、簿冊方式の文書管理を現在行っているということでございますけれども、そのときに10年後もしくは中期的で見た場合の今後の検討課題としておりますという答弁がございましたけれども、それから3年余りたっておりますけれども、その後、そういったものが少し変わったのか、もしくは今、そのまま行っているのかを、まず答弁していただきたいというふうに思います。

そして2点目、町営住宅の運営状況についてを質問したいと思っております。

おさらいにもなるんですけども、建築の年度、そして、当初の目的、また、施工の金額、また、どういう補助金を使ってどのぐらいの補助率で金額を頂いたのか、そして、入居の今の条件、そして、現在の利用状況について答弁をいただきたいというふうに思います。

また、3点目、町有財産の方向性についてということでございますけれども、今現在、町で所有している、主に土地で結構ですけれども、どのような箇所にどのぐらいの面積を保有しているのか。また、具体的に、今後の方向性というものを検討されているかどうか。

以上、3項目について答弁をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 野澤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町の文書管理の現状について御説明させていただきます。

現在の町の文書管理事務の処理及び整理保存等につきましては、町文書事務取扱規程及び町文書整理保存規程により定められておりますが、町では、先ほど御質問の中にもございましたけれども、平成11年度に職員のワーキンググループによる文書管理の検討が行われております。その際に、文書等の整理保存の方式として、各年度の事務事業等ごとに個別のパイプファイル等に収納する簿冊方式が採用されました。各課ではパイプファイル等の背表紙に作成年度やファイル名、保存期間、課名等を記載し、文書目録を添付して文書の整理、保存を行っておりますが、毎年、年度切替えの際にはファイルの追加や文書の廃棄等の年度処理を行っております。

人事異動等によりまして担当職員が変更になった場合には、担当する業務の文書等も引き継ぎ、事務処理等を行うこととなります。

続きまして、ファイリングシステムの導入の検討を含めました今後の町の文書管理の考え方について御説明いたします。

ファイリングシステムは文書の整理保管の手法であります。文書の作成から保存、廃棄に至るまでの一連の作業を決められたルールの中で制度化しているものでございます。

ファイリングシステムの一般的な特徴といたしましては、文書の私物化をさせず、組織のものとし、文書を適切に廃棄することにより業務効率を上げ、文書の検索も容易となること等の利点が挙げられております。適正な文書管理により、例えば、窓口対応等においても、担当者が不在時であっても迅速な対応が可能となることも期待されるところでございます。

キャビネットの方式によるものが一般的であると聞いておりますが、事務の効率化や職務環境の改善、不要文書の整理による経費の削減、そして、情報公開等への適切な対応等を目的として近隣自治体においても導入がされております。

町は、先ほど申しましたが、平成11年度の職員のワーキンググループによる文書管理の検討過程におきまして、導入についての課題等について検討しております。そのときの課題としましては、御質問の中にもありましたけれども、収納用のキャビネットの設置のスペースや導入経費等の負担等を考慮し、現在の簿冊方式による文書管理を選択しております。

町が現在採用している簿冊形式も行政改革の事務改善として、事務の効率化や不要文書

整理による経費の削減、また、情報公開への適切な対応等を目的としておりますが、年数が経過することによって、当初定められた文書管理のルールが徹底されていない部分も見受けられつつあります。このため、本来、職員間で共有されるべき文書等が、共有されている分と個人の保管部分等に重複して保管されることや規定された廃棄の時期が遅れること等により、執務スペースの圧迫や書庫等の保管スペースの不足を招くなど課題もあると認識しております。

こうした現状を踏まえまして、平成30年度から新庁舎についての総合的な検討を行っております課長等の管理職員により構成される新庁舎検討庁内会議や若手職員のワーキンググループにおいても、ファイリングシステムの導入については検討課題とされております。

町は、現行の文書管理における課題等を含めまして、ファイリングシステムの導入を含めた適正な文書管理について、先行自治体の事例等も参考としながら今後も調査研究してまいります。

なお、文書管理につきましては、紙媒体のみならず、電子データについてもファイリングサーバやメールサーバ、また、グループウェアソフト等の活用により、個人情報の取扱い等に留意しながら適正な情報管理も行っていくことにより、情報の共有化や文書作成、保管等の効率化、検索の効率化、ペーパーレス化等の推進に向けて、今後も事務改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） それでは、町営住宅の運営状況につきまして、野澤議員の御質問にお答えします。

まず、町営住宅につきましては、平成11年度にアパートタイプのみどりの里団地1号棟3LDK8戸、2号棟2DK8戸、合計16戸が完成し、平成24年度に戸建てタイプの子育て支援住宅たいようの里団地、3LDK15戸が完成いたしました。

目的につきましては、町営住宅につきましては、公営住宅法に基づきまして住宅に困窮する低所得者向けに賃貸することによりまして、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として建設をしております。

その建設の際の建設費なんですけど、まず、みどりの里団地につきましては、両方合わせまして2億6,418万円でございます。たいようの里15戸につきましては2億4,853万5,000円となっております。

補助金につきましては、国交省の公営住宅の補助金を使っておりまして、みどりの里団地につきましては8,063万2,000円が補助金として交付されてございます。たいようの里につきましては1億670万2,000円が補助金として交付されてございます。

入居資格になりますが、町内に住所または勤務場所を有している者であり、同居または同居しようとする親族等があることを基本としておりますが、単身でも申込みができる場

合がございます。生活保護を受給している世帯や60歳以上の方、障害をお持ちの方で要件に当てはまる方が単身での入居を認める場合がございます。

また、収入基準、その他住宅に困窮していることが明らかな者であることや、町税を滞納していない者であることなどの要件を満たす必要がございます。なお、この収入基準につきましては、公営住宅法による収入の基準に当てはまることが要件となっております。この収入要件につきましては、公営住宅法で建てられているほかの市町村につきましても、同様の基準となっております。

子育て支援住宅の場合には、それに加えまして義務教育終了までの者を扶養している夫婦世帯であることや、1年以内の夫婦のみの世帯であること。ただし、未婚の場合であっても、入居見込みの日から6か月以内に婚姻かつ同居が確実な場合が入居可能となっております。

現在の入居の状況を申し上げますと、アパートタイプでありますみどりの里団地のほうが16戸中、15戸入居してございます。戸建てタイプのほう、たいようの里団地のほうは、15戸中、9戸入居しております、6戸が空いている状況となっております。

町営住宅の状況につきましては、以上となっております。

○議長（服部 隆君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 野澤議員の御質問にお答えいたします。

町有財産の現状ということでございますが、現在、町の管理、保有する町有財産、主に土地ということでございましたが、まず中央公民館をはじめ、農村環境改善センター、福祉センター、つつみ会館など、設置管理に関する条例に基づき管理運営されている施設、こちらがございます。そのほかに統廃合や移転等により、本来の行政財産としての目的がなくなり、現在、未利用地となっております土地、こちらが旧稲敷広域消防署片巻出張所跡、こちらは申し訳ございませんが、台帳のほう手持ちがないので、大体の数字で申し上げます。面積のほう約3,000平米、それから旧生板駐在所跡地、旧源清田駐在所跡地、旧金江津駐在所跡地、いずれも約1,000平米程度でございます。

また、かわち学園の設立に伴いまして、廃校となりました旧小中学校の施設などで、議会承認により使用貸借している施設以外のものとしたしまして、旧生板小学校の校舎及びグラウンド、旧長竿小学校の北側のグラウンド、旧河内中学校のテニスコートなどが未利用地となっている状況でございます。こちらも手持ち台帳がないので、面積のほう省略させていただきます。申し訳ございません。この廃校に伴う施設につきましては、現在、教育委員会におきまして、廃校再利活用審議委員会での審議がなされているところでございます。

それ以外の未利用地となっております町有地の活用方法等につきましても、今後、具体的な検討を行っていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 9番野澤良治君。

○9番（野澤良治君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、ファイリングシステムについてということで、課長からすばらしい答弁をいただきましたけれども、私からもちょっと言わせていただきたいんですけれども、このファイリングシステムの特徴っていうのは、業務上の時間のロスをなくす、そして空間的なスペースの有効活用する、そして、コスト削減が図れるというような利点があると私も聞いております。

職員の皆さんは、定期的に3年ないし4年ぐらいで移動します。そうすると、なかなか慣れない部署に行ったりということで、その書類の引継ぎ等々うまくいかない場合もあるんじゃないかなというふうに思います。私自身も書類をいろいろ精査すると、毎日10分、20分と探す時間があります。100人の人が1人20分、全員が書類を探すと年間1,000万円の費用がかかるとも言われておりますので、役場で100人以上いますから、1,000万円ぐらい損失する可能性もあるということもあります。

そして、組織として情報の共有ができて、文書量の削減、また、省スペース化、検索時間の短縮等の利点もあります。そして、窓口での対応等を待たせることなくスムーズに行えると行政サービスの向上にもつながって、役場すばらしいねっていうふうに見られる部分もあると思いますので、なお一層、今のファイリングシステムというか、文書保存が悪いつて言っているわけではないんですけれども、見直す時期も、近々、新庁舎も含めて来るのではないかとということで、その辺もう一度お聞かせできないかと、お願いいたします。

それと、町営住宅でございましてけれども、仲代課長に随分勉強をさせたような気がしますけれども、9月の補正予算でも町営住宅の改修ということで、60万円ほど予算化しております。これは修繕に充てられるということでございましてけれども、先ほどの答弁でRCも、もう、ほぼほぼ20年が経過してきましたので、やはり中期的、長期的な防水塗装改修等を計画をそろそろ立てる必要があると思いますけれども、その辺の計画がされているのか、もしくはされる予定があるのかも含めて答弁をいただきたいと思います。

また、空き室が6棟ということで、なかなかその入居の条件等々が厳しいっていうのもあるのかもしれない。ただ、トータルで5億円という支出をしております、補助金は、ざっくり2億円ですよね。ということは、4割が補助金ですけれども、6割は町の財源でもあると思います。私も当初議員でありませんでしたけれども、1棟目のRCのほうは、ちょうど昔、診療所があったところを解体して建設をした、そして、戸建てのほうは保育所があったところを解体して建設したということで、その当時は本当にすばらしいアイデアで低所得者の救済にもなりますし、人口増ということですからすばらしい発想であったのかなというふうには思いますけれども、ただ、今の現状として、これだけ空いているというのを何とか、やっぱりみんなで考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

そんな中で、河内町には町営住宅入居者選考委員会というのが設置されております。これは平成12年4月1日に設定をされておりますけれども、条件的には入居者がオーバーしたときの選考だよっていうふうにはなっております。しかし、この10人という選定をするのは町長でありまして、そのメンバーってというのが議会議員、学識経験者、職員の中で構成されるということになっておりまして、本来であれば2年に1回、開催しなくちゃってというルールがあるんです。それと、そういう委員会を今まで開いたことがあるのかどうかも含めて、課長のほうから答弁をいただきたいと思います。

そして、町有財産、前向きに検討するということなんですけれども、その前に処分してもいいのか、もしくは町でこれから何かにするための考えがあるのかっていうことも含めて、やっぱり答弁をいただきたい。そして、もし、そういうものが、処分が可能であれば管理費も経費もかかりますので、立地に対する規制、そして細かな条件の設定、そして価格等の調査も、例えば不動産鑑定士を入れたり、近隣の土地の値段を調べたりということ、そこまで調べて備える必要があるのかなというふうに思いますので、以上3点、よろしくをお願いします。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） それでは、御質問にお答えいたします。

ファイリングシステムの導入の利点については、御質問の中にもございましたように、不要文書の削減における保管スペースの縮小、それに伴う、例えば都市部では保管スペースを賃貸等によってコストをかけている部分がありますが、そういったコストの削減、また検索をする、先ほど、やはり簿冊形式よりもファイリングシステムを導入したほうが検索時間も早くなるのではないかというような御意見もあったかと思うんですが、実際に他の事例で、ファイリングシステムを導入した際の検索を検証した事例を私のほうでも参照しておりまして、そのときに必要なファイルの検索にかかる時間が平均14秒であるというようなデータもあるようでございます。これを、例えば人件費として比較しまして、単価当たりに計算して、職員数当たりという形で計算をすると、御質問のように年間1,000万円以上の削減効果があるのではないかというような試算もあるというふうには、私のほうでも聞いております。

そういった形で踏まえまして、ファイリングシステムの様々な利点等を考慮しながら現状の簿冊形式の運用の仕方も、やはり当初のとおりルールに戻すような努力も努めながら、その導入時期も含めて、今後、優良事例を研究させていただきまして、適切な時期での導入を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） それでは、野澤議員の御質問にお答えします。

まず、最初にありました修繕の計画ということでもありますけれども、こちらは平成30年

に長期寿命化計画ということで、修繕計画のほうつくっておりまして、それに基づきまして、今回の修繕もそうなんですけれども、修繕、改修のほうを行っていきたいと考えてございます。

それで、その後の河内町営住宅の入居選考委員会についてということで御質問なんですけれども、こちらの委員会につきましては、先ほど野澤議員からもありましたとおり、町営住宅の応募戸数より入居者が上回ったときに、この委員会を開催するというようなことになっております。そして、最近、ここ直近につきましては、この開催事例はございませんし、委員のほうも委嘱のほうはしてございません。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 野澤議員の御質問にお答えいたします。

御質問をいただきました現在、未利用地となっております町有地、町有財産の将来的な売却を含めた方向性ということなんですけれども、こちら未利用地となっております町有財産の一部につきましては、町ホームページにおいて、賃貸借を前提といたしまして利用者の募集を行い、一時的に使用していただいた経緯がございます。その際なんですけれども、長期的な使用につきましても検討をしていただきましたが、それら用地の立地条件、それからあと、インフラ等の整備状況などから、長期的な利活用に係る契約の締結には至らなかったという経緯がございます。

一方で、民間の方から購入希望に係る問合わせもございました。しかしながら、募集要項が賃貸借を前提としたことでもありましたので、売却など譲渡等処分についての協議には至っていない状況でございます。また、町のほうでも、そういった具体的な計画を定めていないということもあります。

平成28年度、こちらで策定いたしました河内町公共施設等総合管理計画、こちらにおきましても、これら未利用となっております町有地を含む公共施設等の現状を総合的に検証しながら、将来的に大きな財政負担となることなく、効果的な維持管理や建替えを踏まえた再配置等を計画的に進めていくことが求められているところでございます。

これからの社会情勢の変化への対応も踏まえまして、本来の行政財産としての目的がなくなり、現在、未利用地となっている町有財産の利用目的や利用価値を個々に改めて検証し、御指摘にありました賃貸借や売却等の目的範囲を明確化していく上でも、それらを審議することができる機関としての委員会等を設置することで、今後の方向性を検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 9番野澤良治君

○9番（野澤良治君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まずファイリングシステムについて、課長からいろいろお話がありましたけれども、私

はそれと含めて、やっぱりセキュリティーの確保、そして、これからPL法とか民事訴訟とか情報公開等々、様々な対応にも役に立つのではないかなということで、また、これからはAIの時代でもありますので、なるべく乗り遅れないような対応が必要ではないかなというふうに思います。

近隣でも、利根町であったり、龍ヶ崎市、牛久市ではもうファイリングシステムを導入しているということも聞いておりますし、皆さん、変えるときですよ。机の上には全て何も無いという状況で変え、パソコンは机にしまって鍵をかけて、そこまでやっぱりセキュリティーのチェックっていうのも必要ではないかなというふうに思いますので、その辺は少しずつでも変えていくという意識があればできると思いますので、予算的にもキャビネットのスチールであれば約1,000万円でできると思います。全てですよ。そういった予算でできるのであれば、少しずつ、そういう前向きな検討、やろうという気持ちと変えようとする前向きな考えがあれば、一步でも前進していただけるような答弁をもう一回、再度しつこいようですけれども、お伺いしたいということです。

そして、町営住宅の件ですけれども、課長、答弁厳しいのかなとは思いますが、やはり委員会条例っていうの、きちんとあるわけですから、2年に1回開催するってなっているわけですね。それがなかなか開けないっていうのは、少し怠慢な部分もあっても致し方ないのかなというふうに思います。

そして、6棟空いているということは収入が相当減になります。そういったことで、早急にこの対策を検討していただきまして、改善できることが何かないのか、そして、改善条件として何をクリアすればもう少し入れる状況がつかれるのかっていうことを具体的に、町長は諮問機関として出せるわけですから、そういったものも含めて早急な検討をしていかなないと空気が入っていても仕方ありませんので、ぜひとも、そういうところも含めて検討していただきたいというふうに思います。

そして、3点目の町有財産のほうですけれども、河内は水田と畑しかありません。開発には不向きな土地しかございませんので、やはりそういう立地の条件の建てられるようなところを早急に何か検討していく。その上では、やはり条例の制定っていうものを早急に設定していかないと、貸してください、売ってくださいっていうのも何も決まりがないのでってなるとお客さんは当然逃げていってしまうと思いますので、その辺は、すぐにでもやっていただきたいというふうに思いますけれども、その辺の考えも含めて再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 御質問にお答えいたします。

御質問にもございましたように、現在マイナンバーをはじめとした特定個人情報の取扱い等、非常に今までよりも厳密な情報管理を求められる情報を行政機関として扱うこととなっております。そういった部分はもちろんとしまして、従前からの情報公開への対応等

も含めまして、情報の管理は紙媒体のみならず、電子媒体においてもますます厳密化される傾向にございまして、それに対して、例えば情報でありましたらば、町のほうは、情報のセキュリティーポリシーの設定であるとか、紙媒体を含めた情報の保護について努めております。

また、ファイリングシステムの導入の近隣自治体の事例等も見まして、そのメリットについては、よく耳にすることもあるのですが、実際の作業上の、例えば年度切替えの際の具体的な作業であるとか、そういった部分も優良事例を参考としながら、できる限り早い段階での導入検討に向けて勉強していきたいとは考えています。

具体的に、じゃあ、いつからだということは、今、計画は定まっておりますが、先ほど新庁舎の検討の話もございましたけれども、この古くて狭くなってしまった現庁舎の中で、スペースの部分も含めて、具体的に何か改善方法を取れる部分があるかを含めて研究をしていきたいと考えております。

明確な答弁ではないかもしれませんが、以上でございます。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 野澤議員の御質問にお答えします。

町営住宅の今後の対応ということですが、空きがございます子育て支援住宅の入居につきましては、今後どのような方が入居できるかにつきまして検討させていただきまして、先ほど御指摘のありました件も踏まえながら、今後、町長と御相談しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（服部 隆君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 野澤議員の御質問にお答えいたします。

行政財産につきましては町民共有の財産ということで、なかなかその処分につきましても、簡単にできるというものではないというふうに私も考えていたところでございます。

しかしながら、この急な状況下で、社会情勢の変化によりまして、施設の統廃合、それから廃止等に伴いまして、現在、空きとなっている未利用地が増えているところでございます。

御指摘にございました条例を制定して、それらの活用について、まず検討できるような方向性ということでございますので、まずは、それら一つ一つの町有地、未利用地となっているものも含めまして、改めてその活用の検討ができるような委員会、審議会の設置条例をまず設けたいと考えているところでございます。その中で、改めてその財産処分に値するような土地、それから有効活用ができるような土地につきまして、洗い出しをかけた上で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 9番野澤良治君。

○9番（野澤良治君） 3名の課長の皆さん、答弁ありがとうございます。

なかなか明快な答えとして得られた部分も得られなかった部分もあるかと思います。なかなか課長1人の判断で答えが出る問題でもないのも重々分かっております。

そんな中、最後に執行者であります雑賀町長よりも、この3件について答弁をいただければ、特に町営住宅の場合は、町長は特例として認める者ということもありますので、その辺も踏まえながら、これからやはり空きがないように早急に対応していきたいというふうに思いますので、ぜひとも答弁をいただいて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 課長の答弁を聞いて、私も気になっていた点があったものですから、いい質問していただいたなと思って聞いておりました。

まず、ファイリングシステムについて、課長がある程度、話したんですけれども、やはりこのファイリングシステムを使っている先進地があると思うんですよね、何か所か。そこを至急、実務者レベルで視察研修に行ってください、いいところと悪いところを、それをしっかりと1か所じゃなくて何か所も、同じ人口構成の先進地を視察していただいて、その上で現実的にどこがいいのかということまで至急検討をしたらいいのかなというふうに考えておりますので、そういう指示をいたします。

2点目の町営住宅の運営についてなんですけれども、私も実は、野澤議員、おっしゃるように、何で空いているのに使えないんだということで、再三今までやってきた結果があるんですよ。ああでもない、こうでもない、いろいろなことがあるんですけれども、この、せつかく委員会があるのであれば、その中でみんなでいい方法がないか、知恵を出し合う方法があるのかなということで、この委員会についても、至急、開催して具体的な部分の対応をどうしたらいいか、至急検討したいなというふうに思っておりますので、これはすぐ始めたいと思います。

また、町有財産の方向性なんですけれども、やはりせつかく空いている土地があって、それが利用されていないのではしょうがないので、やはり、これについても町内の有識者も含めて、また、町外の方も入れて有効活用ができないかどうか、これについても至急、委員会を立ち上げて、私も一緒になっていい方法を見つけていきたいなというふうに思っておりますので、そういう形で一つ御容赦いただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部 隆君） 次に、山本 豊君、登壇願います。

〔1番山本 豊君登壇〕

○1番（山本 豊君） おはようございます。1番の山本です。今回初めての一般質問で緊張しておりますが、よろしくお願いたします。

まず、初めに、職員の皆様には、現在の新型コロナウイルス対策に関わる業務や相談と

関係各課を筆頭に、全庁挙げての日々の取組、大変お疲れさまでございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を二つほどさせていただきます。

まず一つ目は、補助金の交付団体の会計について、二つ目は、入札及び随意契約についてですが、詳細については自席にて質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部 隆君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） まず、一つ目なのですが、補助金の交付団体の会計についてということで、3月の定例会時に諸岡議員から質問がされましたが、その回答の中で、各種団体の会計を担当課にて管理をしているという回答がありましたが、その今後の取扱い、取組はどう考えるかをお聞きします。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

町の補助金交付団体等の会計におきましては、御質問にもございましたが、令和2年3月議会定例会において、諸岡議員の一般質問でもお答えしております。今後の町の進め方ということですので、改めてお答えさせていただきたいと思っております。

町の補助金交付団体等の会計につきましても、各団体等の会計責任者等により適正に管理されることが基本であります。一部の補助金交付団体等におきましては、町の担当者が事務局等として、やむを得ず団体等の会計管理を行っている場合がございます。

平成28年6月議会定例会において、服部議長からの一般質問がございまして、当時の総務課長がお答えしているんですが、町の補助金交付団体等の会計等についての各課のその当時の現状及び今後の適正な会計管理に向けた取組等についてお答えしております。

現在、町では、町の担当者が団体等の会計を管理する場合は、通帳と印鑑等を課長や課長補佐等がそれぞれ別々に管理、保管を行い、課長等の責任者が必ず確認をした上で現金の出し入れを行うように各課に周知徹底し、不適切な会計処理の防止を図っているところでございます。

また、町では、過去に関係団体等の会計において不適切な会計処理が見受けられた事例もございまして、職員に対してはコンプライアンス研修等、職員の法令遵守や公務員倫理の向上を目的とした研修等も行っております。

町の補助金交付団体等の会計につきましても、各団体等が会計責任者を決め、団体自らが適正に管理していくことが基本であると考えておりますので、現在、やむを得ず町の担当者が会計管理を行っている団体等につきましても、各団体等において自主的に適正な会計管理を行っていくことに向け、各団体等と協議を行ってまいりたいと思っております。

なお、町の補助金交付団体等の会計及び現金等の取扱いについては、令和2年3月議会定例会後、副町長により各課に対する再度の確認調査が行われております。その調査結果につきましても、同年6月議会定例会会期中の総務経済常任委員会におきまして、副町長

により報告がなされていることを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） ありがとうございます。

調査の結果については、まだ調査中ということで確認いたしました。

続きまして、あと、二つ目の質問になるんですが、入札及び随意契約についてですが、現在の入札の方法、随時契約等のやり方についてお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 山本議員の質問にお答えいたします。

河内町における入札の方法につきましては、河内町財務規則の規定に基づき、それぞれの工事等の発注金額により、一般競争入札、指名競争入札及び見積り合わせ等による随意契約方式に分けて実施しているところでございます。

それぞれの入札の方法について御説明申し上げます。

一般競争入札方式につきましては、河内町財務規則及び一般競争入札実施要綱に基づき、原則、設計価格が3,000万円以上の建設工事を対象に河内町建設工事等請負業者選考委員会において発注工事ごとに募集要項を定めた上で告示することで、当該一般競争入札に参加しようとする者から申請を出していただき、申請内容等において入札参加資格を満たした者の中から入札により落札者を決定するものでございます。

指名競争入札方式につきましては、財務規則の規定に基づき、工事または製造の請負等が130万円以上となるものを対象に執行しているところでございます。執行に当たりましては、河内町競争入札参加資格審査申請書の提出による事前審査、こちら2年ごとに更新となっております。こちらにより、入札参加資格条件を満たした者の中から町が発注するそれぞれの工種ごとの請負業者について、河内町建設工事等請負業者選考委員会において資格要件を満たした業者を選定し、指名した者の中から入札により落札者を決定するものでございます。

なお、指名競争入札方式による指名業者及び指名する業者数、これに係る選定方法等につきましては、河内町建設工事請負業者選定要綱の規定に基づき、建設業法に定める総合評定値の点数やこれまでの施工実績等を十分に考慮し、入札参加業者の選定に努めているところでございます。

これら一般競争入札及び指名競争入札方式の対象に満たない発注金額のものにつきましては、財務規則に基づき、見積り合わせ等による随意契約方式により発注を行っております。随意契約の対象となるものは、それぞれの契約の種類に応じてですが、工事または製造の請負は130万円以下、財産の買入れ80万円以下、物件の借入れ40万円以下、財産の売払い並びに物件の貸付け30万円以下、これら以外のものにつきましては50万円以下となっております。

随意契約につきましては、それぞれの予算を計上した各担当課において行うこととなりますが、発注に当たりましては2社以上からの見積書を徴収することとし、価格の低い者との間で再度交渉を行うなど、事業者の決定に当たりましては一般競争入札及び指名競争入札と同様に、競争の原則に基づく手続に着手しているところでございます。

また、これら入札方式の対象に満たない金額の随意契約につきましては、小規模契約事業者登録制度を活用することで、入札参加資格を有しない町内の小規模事業者への受注機会の拡大にも努めているところでございます。

これらの方式は、いずれも価格競争を原則とした入札契約方式となりますが、これらのほかに、件数的には多くありませんが、その性質や目的が必ずしも価格のみの競争入札に適さないと認められる場合において、その業務に関する提案書、または計画書を提出いただいたものの中から、最も優れている案を持った者を選定するプロポーザル方式についても実施しているところでございます。

今年度の競争入札につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策を踏まえ、河内町競争入札に係る郵便入札実施要綱を制定し、入札参加者等の3密を避けた入札の執行に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） ありがとうございます。

それでは、その契約等っていうか、工事等の入札及び随意契約なんかにあっては実施時期、運用が行われると思うんですが、また、今回の補正予算の中にもありましたが、債務負担行為による期間等、設定の契約の方法があると思います。

例えば、役場内の業務のシステムですか、4月1日からもう使用とか利用するという場合のときの契約というのはどういったやり方なのか。その4月1日ということで決裁の書類等の手続上、1日以降になる場合が、例えばそれが7月とか8月になる場合があるのか、そういった場合、契約をしていないときに、その状態のそのシステムのエラー等があった場合の対応はどうするのかをお聞きしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

今の質問の内容につきましては、債務負担行為の設定という形で前年度中の補正予算、もしくは前年度中の予算計上の中に、来年度4月1日から施工支出が、または施行が発生するものに関しましては、事前に債務負担行為の設定をした上で、前年度中のうちに契約履行を確認させていただいております。その上で4月1日から1年間のものにつきましては、毎年同じ形を取らせていただいております。

また、使用期間が5年間になるものにつきましては、5年の長期継続契約というような形のものを取らせていただいているものもございまして、基本的には債務負担行為を設

定した上で、翌年度の事業に及ぶものを契約した上で施行しているという形になります。
以上でございます。

○議長（服部 隆君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） ありがとうございます。

それなら適正な業務施行されているのでよろしいでしょうか。

以上で、私からの質問終わります。ありがとうございます。

○議長（服部 隆君） ここで暫時休憩いたします。

10分の休憩とします。

退席を許します。

午前10時56分休憩

午前11時07分開議

○議長（服部 隆君） 再開いたします。

次に、星野初英君、登壇願います。

〔10番星野初英君登壇〕

○10番（星野初英君） 皆さま、こんにちは。10番星野初英です。

通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

今回はコロナ禍の中ですので、買物弱者、1項目の質問にいたしました。担当課長、町長の前向きな答弁をお願いいたします。

詳細は自席にて質問いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 1回目の質問をさせていただきます。

どこの市町村も共通だと思いますが、高齢化が進み、単独世帯も増加し、食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じている買物弱者の方がますます増えて、食料品アクセス問題として社会問題となっております。これから運転免許返納により車で移動できない方が増えていき、足腰が弱くなり、買物に出られない高齢者の方が増える一方です。我が町の現状は、運転免許を返納したくても車がないと生活できないので、運転免許返納できない状況です。

買物弱者は一過性の対策により解消されるものではないことから、持続的な買物弱者対策の実施が重要と考えられます。

そこで、お伺いいたします。現在、買物弱者に対して取り組んでいる支援を吉田課長さん、お願いいたします。

○議長（服部 隆君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 星野議員の御質問にお答えします。

現在の買物弱者支援についてですが、第五次総合計画の基本戦略において、通学、通園、

買物、病院への通院といった日常生活の不便さを可能な限り解消を図ることとしており、高齢化に合わせて増加することが見込まれる交通弱者の対策として、福祉サービスの充実や町民の健康維持推進を図ることとしております。

福祉課として行っている現在の取組ですが、社会福祉協議会で行っている障害者手帳や介護認定をお持ちの方が御利用いただける福祉有償運送サービスを実施しております。前年実績は登録者数41名、運行実績は片道換算で722回運行いたしました。

また、関連したサービスになりますが、福祉有償運送サービス利用者で、なおかつ医療機関等への運賃をさらに上乗せで助成する外出支援サービス事業を運用しております。昨年実績で登録者数16名、片道換算で319回分助成いたしました。

次に、運転免許を保有していない高齢者に対し、試験運用を行っている高齢者タクシー助成事業、実績は登録者数39名、片道換算で246回運行しております。

ほかに、高齢者外出支援事業の一環として、高齢で一人暮らしの方や高齢者のみ世帯を対象に、農産物直売所や魚市場等にバスでお連れする高齢者お買物ツアーを行っております。昨年度は80名の御参加をいただきました。

また、昨年新たにふだんの買物の状況把握及び買物サポートとして、近隣のスーパーへワゴン車でお連れする高齢者外出支援事業買物ワゴンを実施いたしましたが、利用者はいませんでした。

さらに、70歳以上の方に対し、ふだんの買物への行き方やどのような買い方を希望するか等、アンケートを実施いたしました。今後の買物支援の方向性を検討するに当たり、参考にしてまいります。

以上が、福祉課で行っている支援になります。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 吉田課長さん、ありがとうございました。

では、2回目の質問に移ります。

高齢者外出支援事業のお買物ワゴンの利用者がいなかったということは、とても残念です。現在までの取組は分かりました。

町民の中にはいばらきコープや生協パルシステム等を利用している方もおられます。しかし、申込みの手続や注文書など細かいチェックシートもスムーズにできないことがあります。その点、移動販売の場合は手に取って選んで楽しくお買物ができます。

経済産業省は、少子高齢化や過疎化等の社会情勢の変化に伴い、お店や交通機関、医療、福祉等の日常生活に不快なインフラの弱体化を解決するため、平成22年度以降、全国で展開されている買物弱者支援事業を公募し、採択事業に対して年間700万円を3年間にわたり補助金を交付するとし、公募いたしました。そして、県内では、日立市、つくば市、笠間市、取手市が買物弱者支援事業として民間事業のカスミと提携し、移動スーパーを支援いたしました。

最近では、阿見町が今年2月に高齢福祉課で高齢者買物支援事業として移動スーパーを始めました。この阿見町の担当部署の部長と課長さんからお話を聞いてまいりました。平成29年度から本格的に検討が始まり、そのときは国の補助金制度が終わってしまいましたので、トラックの大きさが問題で話が進まなかったらしいですが、笠間市の移動販売が軽トラックだと知り、軽トラックならできると平成30年11月に町長が決断し、次年度の4月に区長会でお話をしたそうです。スーパーや商店のある地域の行政区は除き、1行政区3か所まで申請してもらったところ、21の行政区で40か所に決定、県の生活環境づくり支援事業補助金を軽トラックと人件費に充てたそうです。そして、カスミの改造トラックの準備が3か月かかり、今年2月10日に出発式となったそうです。売上げ目標が1日6万5,000円以上のところ、初めは10万円の売上げがあり、今は落ち着き8万円が平均だそうです。場所によっては近隣の牛久市や美浦村からも買いに来ているそうです。また、申請しなかった区長さんからも大盛況ぶりを知って、申請したいと連絡があるそうです。

河内町として移動スーパーの取組をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（服部 隆君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 移動スーパーにつきましては、先ほどのお買物に対するアンケートの結果や近隣の移動販売の状況などを参考に、交通弱者対策会議を開催していただき、委員の皆様の御意見をいただきながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。

3回目の質問をいたします。

先日、阿見町の移動スーパーを視察して、お客さんの声をお聞きしながら、私も買物をしてきました。時間前から人が集まり、音楽を流して到着した移動スーパー、籠を持ち、お話をしながら商品を選んで、手の届かない商品は補助の方やドライバーの方が取ってくださり、12名くらいの方が楽しくお買物をしていました。1人分のお刺身やおすしもあり、400品目の品があり、ほぼそろっておりました。価格はスーパーと全く同じ価格です。ないものは注文して次回に持ってきてもらいます。お客さんのいろいろな要望に応じて持ってきていただけて、本当に皆さんの笑顔がすばらしかったです。

この移動スーパーは買物支援するだけでなく、高齢者への福祉的な支援の取組にもつながっていると感じました。足腰が弱くなり、家から一歩も出ずに1日を過ごす日もある引き籠もりがちな高齢者の方もいると思います。この移動スーパーは家から外へ出るきっかけにもなり、御近所の方との交流の場ともなっています。まさにSDGsの誰一人取り残さない取組です。一人暮らしで栄養の偏りも防ぎ、お話ししながら好きな食品を手にとって選ぶことは脳の活性化にもなり、介護予防にもつながっていきます。また、高齢者に限らず、幼いお子さんを抱え、思うように買物に行けないお母さん等、様々な状況の方たち

に喜ばれています。

買物弱者への支援として、この移動スーパーは必要だと思います。阿見町の福祉課長さんが言うておりましたが、いつも庭の草取りをされていて、ふだんどこに出かけない90歳のおばあちゃんが週2回の移動スーパーで買物をしているんです、とうれしそうに話しておられるのが印象的でした。

カスミさんに限らず、よい条件の民間の業者さんがあれば、ぜひとも早急に取り入れていただきますことを願います。町長のお考えを聞かしてください。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 星野議員、おっしゃるように、実はこれについては今年3月頃、ナリタヤさんがとくし丸という軽トラックでの移動販売をやっていると聞いたので、職員を派遣して少しやり取りしたんですよ。いろいろな話をしている間に新型コロナウイルス騒ぎがあって、しぼんじった経過があるんですね。

そのナリタヤさんでは前向きな話があって、これ面白いなということだったんですけども、何でも1か所当たり40件ぐらいのところを回らないと、採算ベースに合わないということでしたので、アンケートを取って、そのアンケート結果を踏まえて再度チャレンジしようということで今、考えていますので、何とか本当に自分で行ける人はいいんですけども、我々も先行き車を運転できなくなればお世話になるしかないんで、何とか早急に対応してまいります。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 町長さん、ありがとうございます。

ぜひとも、そのとくし丸さんでも、それからもし、それが駄目だとしたらばカスミさんのところでも、とにかく考えて取り入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（服部 隆君） 次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 皆さん、こんにちは。7番諸岡周示でございます。

毎回、一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。私はこれからも、町民の皆さんの声を自ら出向いて、町政にその声を届け、そして持続可能なまちづくりに邁進しようと考えております。

先ほどからちょっと話が出ております新型コロナウイルス感染症ですけれども、いつ収束に向かうのか先が見えない状態の中で、今週初め、台風9号が九州のほうを縦断しましたけれども、気象変動ともいわれていますが、このところ年々この台風の大型化によって甚大な災害が起こっております。昨年も非常に、私はこのコロナ禍によって、この町も防災のほうで避難場所への移動とか、避難場所での対応や行動、そして、九州のほうでも

ありましたけれども、避難場所のガラス窓が割れたというような話もありましたので、点検も、すぐにでも、今にでもやっていただければ、万全な体制をつくっていただければと思います。

さて、今回の質問は、成田空港の更なる機能強化について、交付金、そして町の取組についてお伺いします。また、二つ目には、町の基幹産業であります農業振興対策について質問をいたします。

詳しいことは自席にていたしますので、雑賀町長、そして、担当課長には分かりやすく、そして丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） まず初めに、成田空港の更なる機能強化について、今、空港会社は大変な時期で九十数%も減少しているというお話ですけれども、まず周辺対策交付金について質問をいたします。

今まで交付金の中で普通交付金や特別交付金がこの町の一般財源に入って、空港に行くための道路、そして施設、維持管理や民家防音工事のことに使われてきましたけれども、今年4月1日、基準日として機能強化に向けた新たな告示がされ、一種区域の拡大、そして昨日も空港対策特別委員会の中で、成田空港のほうから来ていろいろお話をしましたけれども、地域振興枠という新たな教育、医療、そして福祉に使える交付金がつけられた中で、今回、学校給食費の無償化の補正案が上程されましたけれども、それと、ほかにこれからどのようなお金を使うのか、町としてどのように考えているのか、また、地域振興枠のお金はいつ頃、昨日もちょっと空港会社とも聞きましたけれども、分かるのか。そして、去年12月に雑賀町長がちょっと答弁の中で組織案を、使い方をする組織を立ち上げるというお話もありましたので、その辺を担当課長のほうに質問をしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） それでは、諸岡議員の御質問にお答えします。

成田空港の更なる機能強化に伴い、周辺対策交付金につきましては、現在、発着数30万回から50万回を前提とした算定方法に改め、交付総額を現在の1.5倍の約60億円までに増額されることが予定されてございます。

御質問の地域振興枠につきましては、これまでの交付金とは違い、対象外とされていた教育や医療、福祉といった目的にも活用できるとのことです。給食費以外の使い方という御質問ですが、例えば、予防接種法で定められていない子供のインフルエンザやロタウイルスなど任意の予防接種、がん検診、防災関連事業、地域活性化のための事業など、現時点におきまして、N A Aの担当者とその事業が該当になるよう打合わせを行っているところでございます。

地域振興策の具体的な金額につきましては指示されてございませんが、9,000万円から1億円程度になるのではないかと伺ってございます。

交付金の分かる時期につきましては、N A Aのほうの要綱が決定する9月以降ということで、N A Aさんのほうから伺ってございます。

それと、地域振興枠の使い道を決めます意見を聞く組織ということについてなんですけれども、現在、町におきましては騒音対策協議会という組織がございまして。この組織には町長を会長としまして、議会からは議長、副議長、議会運営委員長、総務経済委員長、教育厚生委員長、空港対策特別委員長、また、学識経験者、地域の代表としまして区長会長をはじめ、第一種区域の区長さんや隣接地域の区長の外37名で構成されてございますので、新たな組織を立ち上げるのではなく、この組織を活用して意見を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

次に、町の騒音対策の取組について、ちょっと言わせてもらいますけれども、これも昨年12月に、その前にも私、お話をしているんですけれども、去年12月に雑賀町長は行政区の維持管理の増額を今年からやりますよと。それと、平成10年4月1日以降に住まれた方の防音工事もやりますよということで、今年9月に、これ補正案が今から上程されていますけれども、これの補正が通った後、実施時期を早めにとにかくお願いしたいということと、その周知、8月頃、「広報かわち」でいろいろなものを載せていましたけれども、もうちょっと住民に分かりやすく、これこれ、こうだから、こういうふうになるんですよっていうのを、もうちょっと丁寧な方法の仕方をお願いしたいと思います。

それと、もう1点、やはりこれも12月の町長の答弁で固定資産税、これ、50%に上げて、私は上限が15万円ぐらいでいいんじゃないかって話をしたら、町長のほうから上限を取っ払おうと、しましようというお話でしたけれども、これ、いつになるのか。担当課長でいいのかな、お願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 御質問にお答えいたします。

周知につきましては、速やかに分かりやすく周知のほうをしたいと考えてございます。

それと、今ありました固定資産税の50%上限をなくすということの御質問なんですけれども、現在の河内町にお住まいで第一種区域に土地と家屋をお持ちの方に対しまして、航空機騒音地域補助金交付事業といたしまして、固定資産税年税額の40%、上限10万円ということで現在、補助金のほうを交付してございます。

近隣の成田市では、固定資産税の50%、上限を30%ということになっておりますが。

○7番（諸岡周示君） 30万円だよ。慌てないでよく言いなよ。

○都市整備課長（仲代直人君） すみません。固定資産税の50%、上限30万円となっておりますが、今後、割合につきましては、成田市と同様にしまして50%にし、上限をなくす

ことによりまして、町民の負担を軽くするとして、令和3年度に交付する事業から実施したいと考えております。

以上です。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） もう一度繰り返しますけれども、令和3年度から河内町は固定資産税を50%の上限をなくすということですのでよろしいですね。今、成田市は上限30万円までって話しましたけれども、河内町は上限をなしですと、令和3年度からそういうのを補助金としてあげますよと、そういうことですね。まあ、最初は納めますけれども、後から戻りますよと。ありがとうございました。本当にこれ画期的なことなんで。

あと、課長、やっぱり平成10年4月1日からも住まれている方、本当に暑くて暑くて困っている人がたくさんいるんですよ。だから、早急にそれを早くエアコンを取り付けてあげて、その区域の人は少しでも涼しい風をとということで、できる限り早目をお願いしたいと思います。

それと私、勉強不足で議員になってから思ったんですけれども、落下事故の航空機の見舞金、河内町にあるっていうのは初めて私いろいろ調べたらあったんですね。今までそういう話、全然なかったんですけれども、これ昭和58年12月に見舞金支給規則というのが河内町でつくられていましたけれども、これは、やはり見直し、そして、これも同じように住民の方に周知をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺の考えを、これ、担当課長でいいですかね。お願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 御質問にお答えします。

この航空機事故被害見舞金につきましては、成田空港を使用します航空機の墜落事故または航空機からの落下事故により災害を受けた者に対し、お見舞い金を支給するものであります。見舞金制度そのものは成田市と同様となっておりますが、金額については成田市の半分でございます。例えば、その落下事故によりまして死亡された場合は、成田市が200万円のところ、河内町が100万円、住宅が全壊、全焼が40万円のところ、河内町は20万円といった内容となっております。事故による災害につきましては同様ということでございますから、当町でも成田市の金額まで引き上げたいと考えてございます。

周知につきましては、ほかの補助金等と一緒にお知らせできたらと考えてございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） どうもありがとうございました。

この規則は、河内町の町民の方が千葉県側に、例えば成田で行った場合にも、航空事故に遭われたら見舞金が支払われるということだと思えるので、例えば成田市では、成田市の

人が金江津のほうに来て航空事故に遭われたら見舞金も支払われる、そういう規則なんです、この規則。河内町も同じような同様をつくっているんで、それと同様だというふうに私は思っております。

次に、農業振興対策について経済課長に質問いたしますけれども、まず、担い手育成対策として認定農家や営農組合などの育成、そして強化、これはどのようなことを今までしているのか。そして、今後どのような計画はあるのか。あと5年もすると、今、農業者の平均は六十七、八歳だと思えますけれども、だんだん高齢化になってきますよね。そうすると、耕作放棄地が増えてくるっていう、そういうのもちょっと思っているものですから、その辺の対策として、どのようなことを思っているのか、担当課長に質問したいと思います。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

町の担い手の確保育成対策の取組といたしましては、一つには、「人・農地プラン」の実質化の取組がございます。この「人・農地プラン」は、地域の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加などが心配される中、5年後、10年後までに誰がどのように農地を利用するのかを農地の集積計画や利用状況図を作成し、地域での話し合いを基に取りまとめ、将来的な農地利用のプランを策定するものとなっております。

現在、この「人・農地プラン」の作成には、農家の方々への意向調査を農地利用最適化推進委員が農業委員と連携し、戸別訪問等により調査を実施しており、プランの実質化に向けた準備を進めているところです。

この「人・農地プラン」における担い手への支援策といたしましては、担い手は、このプランで農地の引受け手となり、地域の中心経営体として位置づけられますが、これにより様々な支援策がございます。

主な支援策といたしましては四つございまして、一つ目には、農業経営基盤強化資金の貸付けを受ける認定農業者に対し、5年間の利子助成を行うもの。

二つ目には、農業次世代人材育成投資事業で50歳未満の認定新規就農者に対し、最長5年間の経営開始時の経営確立を支援する資金を交付するもの。

三つ目には、農業者が経営をさらに発展させるために必要な農業用機械や施設の導入に支援を行うもの。

四つ目には、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地の集積や集約化を図ることで協力金が交付されるものとなっております。

また、このほか農地の畦畔除去等による区画拡大あるいは暗渠排水整備など、耕作条件の改善を機動的に進めるための簡易な基盤整備事業を推進しております。それには、町内の圃場整備の時期はおおよそ昭和40年から昭和50年代に施工された区域が多くあることから、水管理の困難な農地や不整形、狭小な農地など耕作条件の悪い農地をこの事業を活用

することで暗渠排水の機能回復や大区画化、汎用化等とともに、農作業の効率化が図られ、貸しやすく管理しやすい農地となり、担い手への集積、集約化を加速させるものとなっております。

また、現在2年目となります茨城モデル水稲メガファーム育成事業につきましては、意欲ある中規模な水稲経営体を3年間で100ヘクタール規模を超える大規模な水稲経営体へ育成する支援事業となっております。令和2年度の農地集積の計画では約77ヘクタールまでの集積が見込まれており、今後の規模拡大に対応した法人化の設立支援に加え、先進技術の支援策では、スマート農業技術における食味収量コンバインを活用した実証支援や省力化技術の高密度播種栽培など、様々な支援策を農林事務所や農業改良普及センター、農地中間管理機構とともに、関係機関が連携しながら事業推進に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 今、事業の支援制度という話、ちょっと課長言われましたけれども、国や県の農業対策の支援事業を今、町はどのような広報の仕方をして対応しているのか。例えば今、中間管理機構っていう話、出ましたけれども、農業委員会が今、耕作放棄地調査していますよね。ちょっと時間かかり過ぎているような気がするんですけども、何年目になります。2年以上やっていますよね。まだまだ周知されていないっていう。もう少し農業委員会を動いていただいて、やっていただければと思うんです。そんな中で、そういう町の広報の仕方、対応、その辺、どのように考えているのか教えてください。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

国や県が実施する各種補助事業等につきましては、多種多様な支援事業がありますが、中でも、市町村を經由する間接補助事業等である強い農業担い手づくり支援交付金や担い手確保経営強化支援事業など、産地の収益力強化と担い手の経営発展の推進に必要な農業用機械や施設の導入を支援する事業につきましては、補助対象者である「人・農地プラン」の実質化と連携した中心経営体に対しまして、例年、案内通知をもって要望の募集を行っております。

また、先ほど御説明させていただきました簡易な基盤整備を行う農地耕作条件改善事業や鳥獣被害防止施設整備促進事業などにつきましては、「広報かわち」や回覧等を活用しまして事業の周知を行ってきたところです。

また、平成27年度から令和元年度までの5か年の補助事業等の実績といたしましては、先ほどの国の補助事業では、これまで23名の中心経営体が事業採択され、トラクターや田植え機、農業用施設などへの活用がされており、このほか耕作条件を改善する基盤整備事業では、21名の担い手の方が約51.4ヘクタールの田の拡大や暗渠排水等に活用いただいて

おります。

今後の周知方法につきましては、様々な各種補助事業等がある中、全ての補助事業に対してお知らせすることは十分ではないため、事業要望の募集方法に見直しが必要な部分については改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

最後に、これ町ばかりじゃないんですけども、町単独として、この新たな農業の戦略をどのようにやっていこうとしているのか。例えば、今、金江津のほうでは米とレンコンっていうようなことで複合経営をやっていると思うんですけども、これ町ばかりではなかなかできないことだと思うんですけども、その連携な新たな戦略というんですか、なんせ河内町は基幹産業が農業ですので、その辺を今後どのようにしようとするのか、答弁をお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

町の単独補助による農業用機械や施設の導入支援につきましては、現在、町のブランド化支援事業のメニューの一つとして、認定農業者団体が水田農業の高収益化を目的に高収益作物の導入及び定着化とともに産地化を図る取組に対して支援を行うことを予定しております。この支援では、農業用機械等の購入を含む補助を行うこととしており、町の基幹作物である主食用米の需要が減少する中、新たな高収益作物の産地化とともに、農家の経営所得の安定につながる施策の支援を目指してまいります。

このほか県においては、もうかる農業の実現に向けた取組を支援しており、この事業では、先端技術の導入や高品質、安定生産に向けた取組支援など、収益性が高いモデル的な担い手農家を育成する事業となっております。

このような事業に対しまして、町でも、補助率のかさ上げによる上乘せ補助などを行うことによって、農家の方の負担軽減と必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

質問は終わりますけれども、ちょっと私、一言だけ言い忘れたことがありましたけれども、今回、9月の補正で1,600万円ほど町の補助金をつけていただきました。加工用米、輸出用米、その他もろもろ、本当にありがとうございます。これからも町の町長はじめ、執行部の皆さんにおかれましては、町長が言われるように消滅可能都市からの挑戦というスローガンを掲げてありますが、いま一度、見つめて御努力をお願いしたいと思います。

質問を終わります。町長、いいですか。じゃあ、雑賀町長。

○議長（服部 隆君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） まず、この農業に関してなんですけれども、今お話伺っていただき、結局、補助金のいろいろな項目が、要は国から流れてくるわけですよ。これに対して思ったんですけれども、補助金の制度をつくった役人の方がいるんですよ。その人たちを講師に招いて、どういう意図でつくったか、そして、それがヒントになるのかなと思っているんですよ。国の農業政策がどういう方向を向いているのか、それをキャッチしながら頂ける補助金は頂いたほうがいいのかなどということで、そういう勉強会をつくって講師を招くという、それを農家の人とか河内町の関係者がその講師を呼んで、補助金の、どういう補助金がどういう形でもらえるのか、そういう勉強会をやったほうがいいのかというのを一つ感じました。

それと、先ほど成田空港の関係に戻りますけれども、実は、もう平成10年4月1日以降の基準になっているでしょ。今回は基準日を取っ払ってしまうということで、それ以降に河内町に住んでいる方も全て対象にするということで、基準日について空港からちょっと出たような形ですけれども、私は基準日などを設ける必要はないと。平成10年4月1日以降に住み始めた人もこれから先もずっと住んでもらえるのであれば、この補助の対象にしなきゃいけないというふうな話を実はしております。また、基準日設けるとそれ以降に引っ越してきた方は該当にならなくなりますから、基準日を撤廃するという方向で話をしておりますので、そういうことなんでよろしくをお願いします。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） すみません、最後に、町長、ありがとうございました。

やはり私は話、同感なんです。これからゴーストタウンにならないように、少しでも町に転入者が来て、それにそういう空港のことつけられる。本当に非常にありがたいことだと思います。

それと、その農業の講習会ですけれども、やはりそれ、私もやっぱり考えたとおり、国ではいろいろなものを持っています。私は年に1回、農水省に行っていますけれども、いろいろな施策があるんですが、なかなか市町村まで下りてくれんのが現状だと思うので、その案はよろしく願いして、再度質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は追って連絡いたします。

午前11時50分休憩

午後 零時58分開議

○議長（服部 隆君） 再開いたします。

次に、5番高橋 稔君、登壇願います。

〔5番高橋 稔君登壇〕

○5番（高橋 稔君） 改めましてこんにちは。5番高橋 稔でございます。昼食後の睡魔の襲ってくる時間帯ではございますが、皆さん寝ないように、しばらくの間お付き合い願います。

現在、河内町における新型コロナウイルスの感染者は確認されておりませんが、河内町を取り囲むように、近隣市町村では感染者が確認されており、我が町へのウイルス侵入が危惧される場所でもあります。感染者を発生させないためには、一人一人が感染症予防対策を確実に実行し、ウイルスを持ち込まないよう配慮していただくことが肝要であります。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、職場環境と勤怠管理の適正化は働く職員の職場満足度をアップさせ、ひいては町民へのよりよいサービスの提供につながることから、職場環境の改善についてと勤怠の適正管理についての2項目の質問をさせていただきます。

一億総活躍社会の実現を目指すための施策運用である働き方改革関連法の一部が施行され、企業における取組が開始されました。厚生労働省によると、働き方改革は、就業機会の拡大や意欲、能力を存分に発揮できる環境づくりのため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指すとされています。

この働き方改革の目指すものに照らし、河内町職員の労働環境及び勤怠管理が十分満たされているかについてお尋ねいたします。

詳細については、自席にて質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 1項目めの職場環境の改善についてお伺いいたします。

まず初めに、職場環境の改善計画についてであります。現在の役場庁舎は昭和44年に新庁舎が完成してから50年が経過しており、老朽化が進むとともに、手狭で非効率な職場環境であり、加えてほとんどの部署が、OAフロア仕様のフローリングとなっていないため、つまずき等によるけがの危険性も高まっています。

そこで、これらの諸問題を解決するための職場環境の改善計画はあるのか。また、新庁舎の建設や空き校舎を活用した役場移転については、これまで何度も他の議員が質問をしており、その都度、検討委員会を立ち上げ、協議していくとの回答であります。検討委員会は設置されたのか。そして、新庁舎の建設となると莫大な財政負担が伴うことから、長期的な計画が必要であると思われませんが、総務課長の見解をお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 高橋 稔議員の御質問にお答えいたします。

現在の役場本庁舎は、御質問にもございましたが、昭和44年に建築されまして、約50年が経過しております。事務スペースも会議室も不足している上に、施設や設備の老朽化が進み、修繕費や光熱水費等の維持管理費の負担が大きくなっております。

また、役場本庁舎は平成23年に耐震補強工事を行っておりますが、今後発生が想定される茨城県南部のプレート境界地震や首都直下地震等に対して、町の災害対策本部が設置される防災拠点としての機能が十分に発揮できるかという懸念もございます。

町は、新庁舎についての総合的な検討を行うために、平成30年度から課長等の管理職員により構成される新庁舎検討庁内会議を設置するとともに、若手職員によるワーキンググループも設置し、管理職員から若手職員まで幅広い年齢層の職員の意見を取り入れて、現在の役場本庁舎の課題の整理や、新庁舎建設に当たっての条件等の検討を行ってまいりました。

新庁舎検討庁内会議及びワーキンググループでは、新庁舎設備の基本的な考え方や整備方針等について総合的な検討を行っておりますが、外部の有識者等も含めた新庁舎検討委員会の設置も予定しておりました。

しかし、認定こども園の統合事業等の新規事業の実施に向けた検討が進むことにより、財政負担等も考慮して、現時点における新庁舎建設に係る具体的な事業計画は未定となっております。

なお、現在、役場本庁舎を対象とした職場環境の改善について、具体的な改善計画はございませんが、役場本庁舎の喫緊の課題であった老朽化した空調設備につきましては、令和元年度に予算化し、新方式の空調設備に更新しております。

新庁舎建設における検討においては、手狭で老朽化した現在の役場本庁舎の現状を踏まえ、新たに建築するか、または既設の公共施設等を利活用しての改修等を行うかにかかわらず、大きな財政負担を伴うこととなります。財源の確保はもとより、新庁舎整備に伴う諸課題の整理等についても、町長や財政担当等と十分な協議を行いながら、長期的な視点に立ち、検討を行っていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 次に、休憩室の設置についてであります。

先日、ある市役所のロコミに、お昼の時間帯に来庁したが、職員が窓口フロアの自席の机で食事を取っていたのに驚き、とても違和感を覚えたというような投稿がありました。

河内町の庁舎には、休憩室と言えるほどのスペースが確保されている部屋がなく、お昼休みの時間帯はやむを得ず、お客様から見える場所で昼食を取らざるを得ない劣悪な環境にあります。住民の方からも、昼休みに役場に手続に行ったら、机で弁当を食べていた。匂いもするし、見た目も悪いのお話を聞きます。

私は、お客様対応する職場はサービス業であり、サービスを提供する職場においては、お客様が不快にならない環境づくりが重要だと考えます。先ほど、総務課長から新庁舎の建設には相当の時間が必要である旨の回答がありました。早期に現状を大きく変えることが困難である以上、法定外福利厚生の一環として、昼食を取る場所、職員同士のコミュニ

ケーションを図る場、さらにはお客様に不快な印象を与えないための方策として、せめて休憩室を設置する必要があると考えますが、総務課長の見解をお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 御質問にお答えいたします。

現在の役場本庁舎は建物本体が手狭なため、事務スペースや会議室等も不足しております。職員の休憩室として専用スペースを設けることができておりません。このため、職員が自席で昼食を取らざるを得ないような状況にあることも御指摘のとおりでございます。

現在の役場本庁舎内に、新たに職員の休憩室を専用設置することは、スペース的に難しいと考えておりますが、役場本庁舎の2階の会議室や、旧J A河内支店等、施設が利用されていない時間帯に職員の休憩スペースとして活用することなどは検討できるのではないかと考えております。

新庁舎検討の庁内会議及びワーキンググループによる検討においても、こうした福利厚生施設の設置の必要性については意見も出ておりますので、今後、新庁舎建設についての検討を行う際には、改めて課題として整理すべきことであると考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 休憩室を設置することは、職員のモチベーションアップにも非常に効果的であると考えます。庁舎西側に架台を設置し、その上に休憩室を設けるといったガレージハウスのようなイメージの建物を建設することは不可能なことでしょうか。そのことも選択肢の一つとして、ぜひ検討していただき、休憩室確保に向けた速やかな対応をしていただけることを期待いたします。

次に、2項目めの勤怠の適正管理についてお伺いいたします。

まず、年次有給休暇の取得状況についてであります。現代社会においては、IT化の目覚ましい進展により業務効率が高まり、多くの企業で人員の削減が実施されております。

河内町でも、過去10年間で約30名の職員が減少しており、町の財政資料によると、10年間で、およそ1億5,000万円の人件費が削減されております。町の厳しい財政状況を見ると、このコスト削減は非常に有意義なものでありますが、一方で、住民サービスの低下が懸念される場所でもあります。

職員数が減少し、職員1人当たりの業務量の増加に伴い、心身の疲労回復し、ゆとりある生活を保障するための年次有給休暇の取得に影響が出てないかとの不安を感じております。そこで、令和元年度を含めた過去10年間の平均取得日数の推移を総務課長にお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 御質問にお答えいたします。

町は、職員の定員管理について、行政の合理化、効率化を図り、多様化する行政ニーズ

に的確に対応するため、定員の適正化に取り組んでまいりました。

町の職員数は平成19年度の144人に対して、令和2年度は4月1日現在で113人となり、31人の減となりました。

御質問いただきました町職員の年次有給休暇の取得状況は、町長部局の一般職員の例で見ますと、令和元年度は平均取得日数12.1日、取得率31.0%となります。また、過去10年間の平均取得日数の推移としては、平成20年は15.7日、平成25年は14.4日となっております。

町は、国の働き方改革の方針等に基づき、年次有給休暇の取得推進や時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限の設定等を行ってまいりました。今後も町は、質の高い行政サービスの提供を行うための職場環境づくりに向けて、引き続きワークライフバランスの強化、推進に向けて努めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 2019年4月より、いわゆる働き方改革関連法が順次施行されています。この働き方改革関連法は、公務員には適用されないようですが、この関連法の中に、年5日の年次有給休暇の確実な取得があります。この年次有給休暇取得の義務化には、職場への配慮やためらい等の理由から、取得率が低調な状況であり、取得促進が課題となっていることが背景にあるようです。

河内町でも平成20年度に比べ、およそ4日の取得減少が見られます。ワークライフバランスを保つためにも、取得率向上に向けた積極的な取組が必要であります。

続きまして、勤務時間の割り振りの明示、代休日の指定についてであります。

河内町職員の勤務時間、休暇等に関する規則第7条によると、任命権者は勤務時間を割り振り、公務の運営上、事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日及び勤務時間の割り振りを定め、または休憩時間をおいた場合は、適切な方法により、速やかにその内容を明示するものとする明記されています。

そこで、この規定による職員周知はどのように行われているのか。また、週休日とされた日において、特に勤務することを命じた場合は、事前に労働日の変更、週休日の振替を明示する必要があるが、どのような方法で職員周知しているのか。さらに、休日出勤に対する代替について、どのような取扱いをしているのかを総務課長にお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 御質問にお答えいたします。

勤務時間の割り振りの明示及び代休日の指定につきましては、河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則に規定されております。日曜日及び土曜日は週休日となりますが、週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替を行うこととなります。

また、祝日法による休日または年末年始の休日について、特に勤務することを命ずる必要がある場合には代休日を指定することとなります。

対象となる職員に対しては文書等により、その内容を通知することとしておりますが、今後は通知方法等についても、内容等がより明確になるように見直しを行っていきたいと考えております。

町は、職員の労務管理や安全衛生管理について十分に留意しつつ、課長等から職員に対して早期の休暇取得を促すことなど、制度の適正な運用に心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 勤怠管理は給与を正しく支給することはもちろん、職員の健康を守る上でも重要なことでもあります。職場に休暇が取りづらい雰囲気があったり、残業を過少申告せざるを得ないような職場であったりすると、職員のモチベーションの低下にもつながりかねません。ましてや、予算不足を理由とした時間外手当の不払いや、職員数の減少に起因する年休、代休等の未付与などは絶対にあってはならないことです。

一部の自治体では、公務員の働き方改革も進められているようです。河内町においても、時代にマッチした働き方改革を模索するとともに、職員に対しての目配り、気配り、心配りを怠らず、働きがいのある職場づくりに邁進されることを期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 次に、6番小更雅之君、登壇願います。

〔6番小更雅之君登壇〕

○6番（小更雅之君） 皆さんこんにちは。6番小更雅之でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、傍聴にお越しの方がいないということで寂しく思います。新型コロナウイルスがまだまだ気を抜けない状況ですが、高齢者の多い立場から、まだ油断できない状況であると、この河内町も思っております。

稲穂が色づき、お米の収穫が盛んに行われております。心配していることがありますが、去年よりは少し少ない状況のようです。7月には豪雨により、九州、中部、東北地方をはじめ広範囲な地域において、多くの人命や家屋に被害があり、先日も台風10号により、九州では避難を余儀なくされ、大規模な停電が発生する被害ももたらしました。

本年も台風の季節を迎え、災害の心配が絶えない状況であります。被害を受けた方々には心よりお見舞い申し上げます。河内町として防災ガイドブックが完成し、町内全戸に配付され、防災に対し一歩進んだ気がいたしております。

多面的機能支払交付金による除草作業により、以前より町内がきれいになっております。大変すばらしいことだと思います。作業されている方々におかれましては、暑い中での作業ですので、熱中症には十分に注意していただきたいと思っております。

今回の質問は、収穫が盛んに行われております稲作が本題になりますが、農作物の病害

虫駆除対策について質問をさせていただきます。

本日最後の一般質問となりますが、最後までお付き合いをお願いいたします。

詳細については自席にてお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 6番小更雅之君。

○6番（小更雅之君） それでは、農作物の病害虫駆除対策について質問させていただきます。

一つ目は、稲作の病害虫被害についてお伺いいたします。

現在、町内でも、天気を見ながら、米の収穫が盛んに行われております。天候によるものもありますが、病気により収穫が落ちる状況、または、ここ数年カメムシが大量に発生しており、米の検査で2等または3等になったという話が多く聞かれます。去年においては、今までになくひどい状況で、1等米比率が大変低かった状況だと聞いております。町内での病害虫による被害状況について説明をいただきたいと思っております。

二つ目としまして、町が行っている対策があればお伺いいたします。農家にとっては、お米の値段が変化する上に、病気被害により収量が落ちる、または害虫被害により等級が落ちるということで、収入金額に大きく差が出てきます。去年の状況から、今年は薬剤を散布した農家さんが多くおられる状況でしたが、町で行っている対応策があればお伺いいたします。

三つ目としまして、病害虫の被害を防止する農薬の使用に対する費用の負担について、お伺いいたします。近郊市町村では、今年度から薬剤の購入費を補助する支援事業を開始している市町村もあるようですが、河内町では遅れはしも、来年度から補助することも検討されておられるのか。おられるのであれば、現在検討中の内容もお伺いいたします。

薬剤散布にも薬剤代金プラス労力も必要になり、やはり収入の減額につながる状況であります。兼業の稲作農家は、この際やめる話も聞かれるまでに真剣な話であると思っております。

経済課長、答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 小更議員の御質問にお答えいたします。

町の基幹作物である水稻の病害虫駆除対策につきまして、3点の御質問がございましたので、それぞれお答えいたします。

まず、1点目の病害虫による被害の状況でございますが、JA稲敷管内における町内の農業者が出荷した際の米の検査データの集計によりますと、一昨年2018年産と昨年の2019年産の出荷数量に対する等級別の比率では、2018年産の1等米の割合が85%、2等米が13%、3等米が2%であるのに対しまして、2019年産では1等米が67%、2等米が24%、3等米が9%の割合となっております。

それぞれ、等級別の2019年産との増減の比較では、1等米が18ポイントの減、2等米が11ポイントの増、3等米が9ポイントの増と、1等米の割合が減少し、2等及び3等米の

割合が増加していることから、品質低下によって米の等級の格付が下がり、価格への影響も見られる状況となっております。

この主な原因とされているのが、斑点米カメムシ類の加害による着色粒の混入とされております。2019年産の混入原因の割合で見ますと、加害された斑点米が原因とされるもので、2等から3等級となった割合が出荷数量の約9割を占めており、斑点米カメムシ類が主な原因となっていることが考えられるところです。

2点目の現在の病虫害被害の対応状況でございますが、県の病虫害防除所による病虫害の発生予報や、農業改良普及センターによる定点圃場での栽培管理指導などを、農家の方々が集まる作見会等の機会を捉えまして、防除対策の徹底を呼びかけております。

また、近年、県西地域より多くの発生が見られるイネ縞葉枯病につきましても、町内の調査圃場における発病茎率は0.2%程度と、県南地域の他の市町村と比較いたしましても僅少ではありますが、今後の発生拡大を防ぐためにも、ヒメトビウンカと言われるウイルスの媒介虫の抑制について、リーフレット等の配付や回覧などにより、稲刈り後の畦畔除草や周辺のイネ科雑草の除草の必要性を、農家の方々に対しまして注意喚起を行っており、引き続き、様々な機会を捉えまして広く周知してまいりたいと考えております。

3点目の病虫害防除薬剤の購入費補助の支援につきましては、県南、県西地域の各市町村の支援状況では、稲敷市、美浦村、守谷市、つくばみらい市、坂東市、潮来市で防除薬剤の購入費補助を実施しており、助成内容としては、薬剤使用料分の購入額を補助率20%以内で支援するものや、薬剤購入額の2分の1を10アール当たり1,000円を限度に助成するものなど、農家の方の負担の軽減を図りながら、支援を行っているようです。

町といたしましても、現在の薬剤の使用状況を把握した上で、町の農業再生協議会や農業改良普及センター等の関係機関の御意見をいただきながら、実施に向けた具体的な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 6番小更雅之君。

○6番（小更雅之君） 答弁ありがとうございます。再度質問いたします。

何年か前になりますが、利根川沿いの田んぼが見事にカメムシで品質が落ちたというときがありました。河川除草の時期が悪く、河川に集まっていたカメムシがちょうど穂の出る時期に田んぼに逃げてきてしまったような話でした。実際に考えられるのであれば、国交省にも除草時期を考えていただかなければならない、または除草を増やしていただいて、イネ科雑草の穂を持たせないなどの対応を取ってもらいたいと思いますが、話はされておられますか、お伺いいたします。

先ほど、稲刈り後の除草の必要性を農家の方に周知してきたという話でしたが、法律でも、害虫駆除対策として野焼きをすることが例外になっているようです。野焼きをすることが効果的かと思いますが、農家さんに畦畔の野焼きを進めることはできないことなのか、

お伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

米の品質を低下させる主な原因となる斑点米カメムシ類の対策といたしましては、先ほどの御質問にもございました薬剤の使用による薬剤防除と耕種的防除がございます。この二つの防除が効果的な対策とされており、その中でも耕種的防除をしっかりと行うことが重要とされております。

この耕種的防除では、水田周辺の除草が有効であるとされており、出穂期の10日前までに除草を済ませ、水田への飛来を防ぐことが推奨されております。この雑草の種子がカメムシのえさとなるため、これらをなくすことでカメムシ類の密度を低く抑えることができますし、また、薬剤の散布時には畦畔の雑草を短い状態にしておくことで、畦畔に生息するカメムシ類に薬剤が浸透し、高い防除効果が期待できます。

このほか、生息場所となる水田周辺の河川敷や道路法面などのイネ科雑草から飛来するカメムシ類の被害も、米の品質を低下させる要因の一つとして考えられております。

御指摘のありました利根川の堤防等の除草については、現在、年2回の除草を行っており、例年行われる除草の時期としては、1回目は5月中旬頃より6月中旬頃まで、2回目については8月中旬頃より9月下旬頃までの予定で除草を行っているようです。

一方で、防除における除草の適期は、気象の条件や品種の違いによる出穂の時期に差がありますが、早生品種であれば、例年7月中旬頃が出穂期となりますので、出穂期の10日前になりますと、7月上旬頃が除草の適期になると考えられます。

この除草を適期以外の出穂後に行ってしまうと、カメムシ類を水田内に追い込み、定着させてしまうため、防除の効果がなくなり、逆に被害が出る可能性が高まるようです。

これらのことから、防除における除草の適期は大変重要であり、現在の利根川堤防等の除草時期と、防除の適期とされる除草の時期にずれが生じているため、これらの時期を合わせることで、カメムシ類の水田への侵入リスクを少しでも減らせるよう、河川管理者である利根川下流河川事務所に対しまして要望してまいりたいと考えております。

カメムシ類の生息場所をなくし、越冬を防ぐ手段の一つとして行う野焼きに関しましては、廃棄物処理に関する法律や施行令では原則禁止とされているところ、農業を営むためにやむを得ないものに限り例外とはされておりますが、周辺地域の生活環境に影響を与えるような場合では例外とはなり得ません。

このようなことから、地域住民の方々には詳細な説明とともに、十分な理解を得る必要があるものと考えておりますので、農家の方々からの御意見も踏まえながら、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 6番小更雅之君。

○6番（小更雅之君） ありがとうございます。

先ほどの答弁にありましたが、2019年度産で1等米の割合が67%とありました。大規模農家では、色彩選別機を使用されているので、まだ割合的にいい結果だと思いますが、小規模農家では数百万円する色彩選別機を入れることを考えると、やめることを考えさせられます。

小規模農家は大変厳しい状況です。河内町のおいしいお米を品質のよいものにするためにも、病虫害駆除は行政でも応援していかなくてはいけないものだと思います。町でのお考えを最後にお聞かせ願います。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの諸岡議員の御質問にもございました町の補助事業等への対応の中で答弁させていただきましたが、県においてはもうかる農業の実現に向けた取組を支援する事業がございます。

この事業のメニューの一つに、高品質な農産物を安定的に供給するために必要な農業用機械、施設等の導入支援があり、御質問にもございましたお米の品質を安定させるための色彩選別機の導入も対象とされているところです。

事業の要件として受益農家の3戸以上が事業主体となることなどの要件はございますが、このような事業の活用も御検討いただきながら、町といたしましても、これらの事業に対しまして、補助率のかさ上げによる上乘せ補助など、農家の方の負担軽減と必要な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 6番小更雅之君。

○6番（小更雅之君） 坂本経済課長、ありがとうございます。

また、国交省のほうにでも、本当に2回じゃなくて、3回草刈ってもらえると本当にいいことだと思うんですけども、町のほうからも、ちょっとそこら辺のことも話していただいて、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（服部 隆君） 以上で、一般質問を終了いたします。

○議長（服部 隆君） 日程2、議案第1号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） ちょっとお伺いします。教育費の教育事務費で、みずほ小学校の施設工事改修工事の設計委託でございますけども、これは、どういう経過でこうなったの

かということなんですけども、最初のときは学校の施設だから、この公民館になるんで、その目的外だからということで最初進めたと思うんですけども、これはどうしてこの設計委託のほうに行ったのか、また、これがいつ頃完了して、皆さん向こうへ移転できるのか、そういう計画があったら教えてください。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 今回の補正予算につきましては、小学校の校舎を教育委員会ですとか商工会などが使うに当たりまして、用途変更に当たる改修工事が、建築基準法ですとか、消防法などに合わせた改修を行わなければならないということで、改修に当たります設計をしなければいけないということで、設計費のほうを計上させていただいてございます。

今回、補正予算を御承認いただきました後に、建築の設計のほうの発注を行いまして、設計が完了次第、工事の発注という形になりますが、当初、改修をそれほど大きなものと考えていなかったところがございます、大分予定が遅れているところがございますが、設計のほうで予算成立後になりますので、そうですね。今年度中に設計を完了して、工事の発注ができればと考えております。

工事自体は、現状、年度内に終わるか非常にちょっと微妙なタイミングにはなりますが、なるべく早く使用できるように改修を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） ありがとうございます。

それともう一つですね、前回8月の臨時議会で補正予算第4号にも同じ金額の載っているんですけども、これはどうして同じものが二つ、補正できちゃったんですかね。そこら辺ちょっと説明お願いします。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） まず、校舎のほうの設計費でございますが、こちらのほうにつきましては、設計の中に、当初、建物の構造計算までは考えていなかったところなんですけども、設計士さん等と、また県南の建築指導課等と協議を進めていく中で、状況によって構造計算の再計算が必要になるということで、その構造計算も含めた設計費を計上させていただきました。

そういった形で追加をさせていただいております。

○議長（服部 隆君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） そうしますと、補正予算第4号と第5号の、これ合計の金額になるわけですか。それとも、どちらが、数字が正しいんですか、これは。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 合計の金額が設計費の総額という形になります。

○議長（服部 隆君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 合計ですと、これ、直して合計で出したほうがいいんじゃないですか。二つも出ていると、ちょっと分かりにくいんじゃないですか。出し方がちょっとおかしくないですか。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 一度予算計上させていただいたものへの差額の追加補正という形、同じ項目への追加という形で補正させていただいておりますので、そういった形になってございます。

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程3、議案第2号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程4、議案第3号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 令和2年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程5、議案第4号 令和2年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 令和2年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程6、議案第5号 河内町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 河内町教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時47分開議

○議長（服部 隆君） 再開します。

ただいま教育委員会教育長の任命について同意いたしました鈴木裕之君に御挨拶をお願いいたします。

登壇願います。

〔次期教育長鈴木裕之君登壇〕

○次期教育長（鈴木裕之君） ただいま次期教育長として御承認いただきました鈴木裕之です。一言御挨拶申し上げます。

私は、朝と夕方に、近くの田んぼ道を散歩することがあります。既に稲刈りが終わった田んぼ、これから稲刈りをする田んぼがずっと広がっています。すると、作業をしている人や散歩している人に出会い、挨拶を交わします。時にはおしゃべりをすることもあります。たわいもない話ですが、なぜか心が和み、お互いに笑顔になります。また、中学生に出会うこともあります。「こんにちは。」「おはようございます。」気持ちのいい挨拶をかけてくれます。とてもうれしくなります。そんなとき、今さらですが、河内はいいところだな、河内の人はいいな、そう実感します。

そんな河内町の次期教育長に御承認いただきました。今、私は、よし、頑張ろうという気持ちと、それ以上に、教育長という職の責任の重さを強く感じています。微力ではありますが、議会の皆様方の御支援と御指導を賜りながら、そして、町、当局の皆様方の御協力をお願いし、河内町教育行政の進展のために、誠心誠意努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

○議長（服部 隆君） 日程 7、認定第 1 号並びに認定第 2 号を一括して議題といたします。

この件につきましては、9月3日の本会議において、決算審査特別委員会に付託いたしました令和元年度河内町各会計決算の認定でございます。

ここで委員長より審査の結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長諸岡周示君、登壇願います。

〔決算審査特別委員長諸岡周示君登壇〕

○決算審査特別委員長（諸岡周示君） 決算審査特別委員会、審査報告いたします。

去る9月3日に開催されました令和2年度第3回河内町議会定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

認定第1号 令和元年度河内町一般会計歳入歳出決算、令和元年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第2号 令和元年度河内町水道事業会計決算、以上について9月3日から4日の2日間、委員10名の出席の下、委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は、原案のとおり異議なく可決認定すべきものと決定いたしましたので、御報

告を申し上げます。

令和2年9月10日、決算審査特別委員会委員長諸岡周示。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

決算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号並びに認定第2号は、質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、決算審査特別委員会の審査結果のとおり認定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号、（1）令和元年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定、（2）令和元年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、（3）令和元年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、（4）令和元年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、（5）令和元年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定、（6）令和元年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、並びに認定第2号 令和元年度河内町水道事業会計決算の認定、以上、認定いたすことに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程8、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月3日、所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

小更教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員長小更雅之君登壇〕

○教育厚生常任委員長（小更雅之君） 教育厚生常任委員会、審査報告いたします。

去る9月3日に開会されました令和2年第3回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である山本 豊議員より今回の請願について御説明いただきま

した。協議では、学校現場において解決すべき課題が山積みしており、子供たちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、長時間労働の是正が必要で、そのための教職員定数改善は不可欠である。厳しい財政状況の中、独自財源による措置が行われ、地方自治体の財政を圧迫しており、義務教育費国庫負担制度を堅持すべきであるとの意見が出されました。

採決に入り、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

令和2年9月10日、教育厚生常任委員会委員長小更雅之。

○議長（服部 隆君） 御苦勞さまでした。

以上で、委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程9、委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出案件の説明については、会議規則第39条第2項の規定により省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明につきましては省略することに決しました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程10、議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について議題といたします。

本件について提出者から提案理由の説明を求めます。

7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての提案理由を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的な影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。長期化する感染症対策にも迫られる中で、地方税、地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、当町においても感染予防、生活支援及び経済活性化等々、様々な事業に取り組んでいただいておりますが、感染症対策と社会活動を維持し、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であると考えます。つきましては、この意見書への皆様の御賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

以上です。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

議員提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程11、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（服部 隆君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて令和2年第3回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員